

私の主張



弁護士

升永英俊

ますなが・ひでとし 東大法工卒。米コロンビア大ロー
スクール修了。73年弁護士登録。米ワシントンDC「ニュ
ーヨーク州弁護士。T.M.I.総合法律事務所パートナー」。

「男は〇・の票、女は一票」と定める選挙法があると仮定しよう。女も男も「それは才カシイ」と言うであらう。選挙権の性による差別は不正義だからである。

ところが、住所による差別は一票対〇・9票どころではない。衆院高知3区の選挙権を1票とするべし、埼玉4区の選挙権は〇・6票の価値しかない。現行の公職選挙法上、大多数の国民は一票未満の選挙権しかない。

だが、「一人一票」を実現する方法がある。それは、国民が最高裁判官国民審査で、反対派の判事に有効投票の過半数の不信任のX印をつけて罷免する方法である。

筆者は今年4月まで、国民審査が憲法の定める最高裁判官免権の行使の手続きであると意識していなかった。最高裁判事を罷免する権利などがおよそ現実味をもつて考えられなかつたのである。

真の一人一票へ権利行使を

参政権であるといふことであ

る。そうである以上、国民は

参政権を行使するために必要

な各判事の情報を知る権利が

ある。報道機関も、この国民

のデータからみて、国民の

多くは「一人一票反対の裁判官」を支持していないと推察

される。多くの国民に裁判官

情報が伝われば、一人一票反

対派の罷免は十分あり得る。

9月30日、最高裁は参院選

無効訴訟の判決を下した。多

数意見(15人中10人)は、1

対4・8倍の一票の最大格差

を手放しで「合意」としなか

に迎ひたいとはできない。

改めて国民審査を考えてみよう。国民は有効投票の過半数により最高裁判事を罷免する権利を持つている。ところが、罷免権が参政権であることは十分知られていない。そして、各最高裁判事が一人一票賛成派なのか、一人一票反対派なのかという情報も国民党はよく知らない。そのため多くの国民は白紙のまま投票してしまう。ポイントは、国民審査権が

派判事にX印を付けた。

同会議は先の国民審査直前の1ヵ月間に、一人一票反対派の2判事の名前を記した意見広告を毎日新聞などに出した。その結果、2判事には、派判事にX印を付けた。やがて、投票価値の平等の重要性を十分に踏まえて、適切な検討が行われることが望まれると注文した。従来の最高裁判決からみて劇的な変化であり、驚くべき前進である。他方で、5人の反対意見は「違憲」としている。最高裁がいよいよ、「一人一票の否定」という不正義に取り組み始めたと言えよう。

1983年、米連邦最高裁判は、連邦下院選挙で1対1・007倍の最大格差ですら違憲・無効とした。日本でも一人一票賛成派判事が多数となるれば、最高裁は「一票の不公平等は違憲」との判決を下す。

最高裁判決は、憲法違反の法

律を無効にする力がある。そ

うすれば、「一人一票」が実現する。国会議員は最高裁判決